

令和7年4月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第1113号 解約料条項等差止請求事件

口頭弁論終結日 令和7年1月23日

## 判 決

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号兵庫県母子会館2階

|                   |   |                     |
|-------------------|---|---------------------|
| 原                 | 告 | 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット |
| 同 代 表 者 理 事       | 鈴 | 木 尉 久               |
| 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 | 加 | 藤 昌 利               |
| 同                 | 内 | 橋 一 郎               |
| 同                 | 谷 | 口 芙 美               |

東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号

|                   |   |                    |
|-------------------|---|--------------------|
| 被                 | 告 | 株式会社ポジティブドリームパーソンズ |
| 同 代 表 者 代 表 取 締 役 | 西 | 村 輝 夫              |
| 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 | 増 | 渕 勇 一 郎            |
| 同                 | 青 | 木 孝 頼              |

## 主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由 :

### 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結するに際し、以下の条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはいない。
  - (1) 消費者は、挙式披露宴の実施が予定されている日からさかのぼって181日目に当たる日以前に上記契約を解約した場合には、被告に対し、申込金全額及び実費を解約料として支払う。
  - (2) 消費者は、挙式披露宴の実施が予定されている日からさかのぼって181

日目に当たる日以前に上記契約を解約した場合には、被告に対し、被告に対して既に支払った対価の返還請求をすることができない。

(3) 消費者は、挙式披露宴の実施が予定されている日からさかのぼって181日目に当たる日以前に上記契約を解約した場合には、被告に対して、条項で定められた損害賠償の予定額又は違約金を支払う。

2 被告は、別紙1条項目録記載の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を廃棄せよ。

3 被告は、その従業員らに対し、別紙2配布書面目録記載の内容を記載した書面を配布せよ。

## 第2 事案の概要等

### 1 事案の概要

本件は、消費者契約法（以下「法」という。）上の適格消費者団体である原告が、結婚式場の運営等を業とする株式会社である被告に対し、被告が不特定かつ多数の消費者との間で挙式披露宴等実施契約の締結をするに際し、現に使用し又は今後使用するおそれのある、上記第1の1(1)～(3)記載の契約条項につき、①同条項は法9条1号所定の平均的な損害の額を超える損害賠償の額を予定し、又は違約金を定めるものであるから、当該超える部分は無効である、②同条項は法10条に該当するから無効であるとして、法12条3項本文に基づき、被告のこれらの条項を含む同契約の申込み又は承諾の意思表示行為の差止め及び上記第1の1(1)に係る条項（別紙1）が記載された契約書用紙の廃棄等を求める事案である。

2 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠（特に断りのない限り枝番号を含む。）及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

#### (1) 当事者等

ア 原告は、内閣総理大臣から法13条に基づく認定を受けた適格消費者団体である（甲1）。

イ 被告は、神戸市中央区東川崎町1-3-5に所在する神戸ハーバーランドホテルクラウンパレス神戸内にある「THE MARCUS SQUARE KOBE」を含む複数の結婚式場の運営等を業とする株式会社である（甲2、3、争いなし）。

5 (2) 被告における披露宴等実施契約について

被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、「ウェディングパーティご利用規約」と題する利用規約（以下「本件規約」という。）により、挙式披露宴等の実施契約（以下「本件披露宴等実施契約」という。）を締結している。本件披露宴等実施契約は、披露宴等の実施が予定されている日（以下「披露宴等  
10 当日」という。）の1年6か月前から締結可能である（甲4〔本件規約第2条〕）。

本件披露宴等実施契約は、被告が、消費者に対し、披露宴等の実施会場の利用を認め、かつ、その披露宴等の会場設営、司会進行、飲食物の提供、キャンドルサービスその他の各種余興の提供、招待客に対する案内、衣装の貸与や更衣室の提供など、披露宴等実施につき必要となる役務全般を提供する  
15 内容の契約である（甲4、争いなし）。

被告は、本件規約第1条において、消費者による被告に対する申込金20万円の支払をもって本件披露宴等実施契約が成立する旨定め、更に本件規約第6条において、別紙1記載のとおり、披露宴等当日から起算して181日前までに、消費者が本件披露宴等実施契約を解約した場合、上記申込金20  
20 万円及び実費を解約金として支払わなければならない旨定めている（以下「本件解約料条項」といい、本件解約料条項に定める解約料を「本件解約料」という。甲4。）。

(3) 法41条所定の書面による事前の請求等

ア 原告は、令和5年5月12日、被告に対し、本件請求の趣旨と同旨の内容を記載した書面を送付し、同書面は、同月15日に被告に到達した（甲  
25 7、8）。

イ 原告は、令和5年7月26日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

### 3 本件における争点

(1) 本件解約料条項が法9条1号に該当するか（すなわち本件解約料が、「平均的な損害の額」（法9条1号）を超えるか）

ア 本件披露宴等実施契約の法的性質

イ 平均的な損害の額に逸失利益を含むか

ウ 1年以上前の解約において逸失利益が生じるか

エ 本件解約料が、本件披露宴等実施契約の解約による損益相殺後の逸失利益（以下「本件逸失利益」という。）の額を超えるか

(2) 本件解約料条項が法10条に該当するか

### 4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)ア（本件披露宴等実施契約の法的性質）について  
（原告の主張）

ア 本件披露宴等実施契約は、被告が、消費者に対し、披露宴等の実施会場の利用を認め、かつ、その披露宴等の司会進行、食事の提供、キャンドルサービスその他の各種余興の提供、招待客に対する案内、更衣室の提供など、披露宴等実施につき必要となる役務全般を提供する内容の契約であり、その法的性質は、準委任契約であると解される。

イ 仮に本件披露宴等実施契約の法的性質が純粋な準委任契約でなかったとしても、本件披露宴等実施契約は時期によって異なる二段階の法的性質を持つ非典型契約と解される。すなわち、契約締結当初の段階は、「結婚式の計画の策定」という、被告がその知識・経験をもとに消費者に助言をする態様の準委任契約の要素が強い債務が履行され、その後、披露宴当日が近づいた段階では、「結婚式の実施のための手配」という、策定された計画に従った料理を発注したり、衣装・式場の飾りつけの準備をしたり、神

職への依頼をしたりといった請負契約の要素が強い債務が履行される。

(被告の主張)

本件披露宴等実施契約は、純粋な準委任契約ではなく、多様な商品、役務の提供を包括した、異なる性質を有する契約の集合体であるから、その法的性質は非典型契約である。

そして、契約締結直後から具体的な役務提供を伴うのであって、原告が主張するような二段階の法的性質を有するものではない。

(2) 争点(1)イ (平均的な損害の額に逸失利益を含むか) について

(原告の主張)

平均的な損害の額に逸失利益は含まない。

契約の履行期又は客観的に高い蓋然性をもって履行が予測される時点よりもはるかに前の時期の解約について逸失利益があるということはできず、仮にこれがあるとしても、そのような損害は他の消費者との間で締結される多数の同種契約における商品・役務の価格に転嫁されて織り込み済みのものであるから、解約により事業者が生ずる損害とはいえない。

(被告の主張)

平均的な損害の額には逸失利益が含まれる。

民法416条が規定する「通常生ずべき損害」の中には、逸失利益が含まれるところ、本件解約料条項は、民法420条に基づく損害賠償の額の予定として申込金相当額20万円を損害賠償の予定とする旨合意したものである。被告は、消費者から本件披露宴等実施契約が解約されることにより、解約がなされなければ本来得ることができはずであった利益(すなわち逸失利益)を得ることができないこととなり、当該逸失利益相当額が被告の損害となる。

一般的に、披露宴等を実施する契約においては、同契約が締結された時点で、披露宴等の実施が客観的に高い蓋然性をもって予測されるから、被告に

において、本件披露宴等実施契約締結後に当該契約が解約されることを見込んで他の消費者にその損害を実質的に負担させるべきとはいえない。

(3) 争点(1)ウ（1年以上前の解約において逸失利益が生じるか）について  
(原告の主張)

5        ア 本件解約料条項は、解約時期を181日以上前から区別せずに一律で申込金全額を解約料として徴収するものであるところ、法9条1号該当性の考慮要素である「解除の事由、時期等の区分」に関し、1年以上前の「時期」における解約は、準委任契約の段階での解約であり、「解除の事由」  
10        に関しては、準委任契約の解除（民法651条1項）の性質を有するのであるから、上記時点での解約において逸失利益の発生は観念し難い。

イ        ブライダル業界では、披露宴等を実施する契約の申込が実施予定日の1年以内に行われる例が多いから、披露宴等当日より1年以上前の解約については解約料を徴収しないのが通常である。さらに、本件披露宴等実施契約は、解約した時期により事業者の損害額が大きく変動するという特徴があるところ、解約日が披露宴等当日より1年以上前の段階であれば、見積額も暫定的なものであって、契約として十分に成熟した具体的なものとはいえず、一定程度の割合で解約も見込まれることから、被告が履行利益を具体的に確保しうる地位にあるとは評価できない。また、同時点での解約  
15        であれば、披露宴等当日までに十分な時間があるために同一の日程での再販売も可能であるし、被告は解約時点において申込金20万円に相当するような役務の提供もしていない。そうすると、披露宴等当日より1年以上前の時点で解約されたとしても事業者である被告が被る逸失利益の損害が発生することは通常想定し難い。

(被告の主張)

25        解約時点で披露宴等当日まで1年以上の期間があったとしても、見積提示段階から具体的な役務提供の内容が確定しており、また、解約後に再販売が

できるかどうかは確実でない以上、披露宴等当日より1年以上前の解約についても逸失利益が生じ得る。

(4) 争点(1)エ（本件解約料が、本件逸失利益の額を超えるか）について  
（原告の主張）

ア 本件逸失利益の計算方法について

仮に、逸失利益によって平均的な損害を算定するとしても、被告の主張する計算方法には以下のとおりの誤りがある。

解約時の見積額を基礎に逸失利益を計算することは誤りである。披露宴等当日より1年以上前の時期においては、見積額は精密さを欠く浮動的なものであり、逸失利益の算定の基礎としようほどの履行利益を具体的に確保し得たとは評価しえず、逸失利益の過大評価である。

再販率は、販売されている商品自体の性質による本来的な「販売率」を前提とすべきではないから、通常通りの営業努力によらずに再販売できなかった前提での再販率を逸失利益の計算の基礎にすべきでない。また、再販率の算定においては、解約された時間枠と同一のものではなく、同一店舗・同一日の範囲で新たに販売を行えば再販売されたものとして扱うべきである。

粗利率の計算根拠である粗利には販売費・一般管理費（地代家賃、人件費、宣伝広告費の固定費）も含まれるが、販売費・一般管理費はいわゆる固定費であり解約の有無にかかわらず発生するものであって、契約内容が未だ具体化されない1年以上前に解約した消費者に同費用を負担させることは正当化できず、「解約に伴う損害」には該当しないから、逸失利益算定の基礎とすべきではない。逸失利益の算出は、粗利益率ではなく、販売費・一般管理費を控除した営業利益率で算定するべきである。

イ 本件解約料は当該逸失利益を上回るものであって、本件解約料条項は法9条1号の平均的損害額を超える条項に該当する。

(被告の主張)

ア 本件逸失利益の計算方法について

本件逸失利益の算定においては、①解約時の見積額に粗利率を乗じた額から、損益相殺として、②解約時の見積額に粗利率を乗じた金額に、再販率を乗じた金額を控除して算定するという計算方法によるべきである。

具体的な見積額を提示して本件披露宴等実施契約が成立した以上、披露宴等当日より181日以上前の解約であっても、少なくとも解約時見積額に見合う程度に契約内容が具体化したといえる。解約時点以降の消費者の要望や予算の制約により見積内容の増減額が生じる可能性はあるとしても、解約時点での見積額を基準として逸失利益の金額を算出することは不合理ではないのであって、解約時見積額を逸失利益の算定の基礎に含むことは逸失利益の金額を過大評価するものではない。

再販率（同一の日時で新たに販売を行った割合）を逸失利益の計算の基礎とすることは相当である。本件披露宴等実施契約の締結から披露宴等当日までには、相当期間を要することが一般的であり、解約された枠を再販売できるかどうかは日程等に大きく左右されることから、早期の段階での解約であっても、同一の日時に別の披露宴等が申し込まれる可能性が極めて高いとはいえない。

また、契約の解約による逸失利益は、契約が解約されなかったとした場合に得べかりし利益であることから、契約が解約されなかった場合でも生じる販売費・一般管理費は控除しない粗利率を乗じるのが合理的である。販売費・一般管理費は、事業者が抱える多数の取引案件それぞれから一定割合ずつ負担されることが想定されているから、本件披露宴等実施契約が解約された場合、被告は、当該取引案件に割り当てられた販売費・一般管理費相当額を収受することができなくなるのであるから、解約により販売費・一般管理費相当額について損害が生じていることは明白である。



イ 上記アの計算式により計算すると、本件解約料条項に基づく解約料の額は当該逸失利益相当額の平均額を下回るため、本件解約料条項は法9条1号の平均的損害額を超える条項には該当しない。

(5) 争点(2) (本件解約料条項が法10条に該当するか) について  
(原告の主張)

ア 法10条の第1要件該当性

(ア) 契約法の一般原則によれば、契約解消の場合において、既払対価については、不当利得(民法703条、民法545条1項)として返還を要するのであり、本件解約料条項は、契約の解約の場合に申込金を返還しない点で、任意法規や判例法、契約に関する一般法理による場合よりも不当利得の範囲を消費者に不利に取り扱い、事業者たる被告の不当利得返還義務を免除させて消費者の権利を制限しているから、法10条の第1要件(「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であること」)に該当する。

(イ) 本件披露宴等実施契約の法的性質は準委任契約であるから、委任者たる消費者は、受任者たる被告との間の本件披露宴等実施契約を民法651条1項に基づき任意解約することができるが、委任の任意解約をした委任者は、①受任者に不利な時期に委任を解約したとき、②委任者が受任者の利益をも目的とする委任を解約したとき(単に報酬の約束のある有償委任であるというだけでは足りない。)を除き、受任者に対し、任意解約により生じた損害を賠償する義務を負わない(民法651条2項)。成果が得られる前の委任事務の履行不能・中途終了のときは、受任者は、既に履行した委任事務の結果が可分でその部

分によって委任者が利益を受けるときに限り、その利益の割合に応じて報酬を請求することができるにとどまる（民法648条の2第2項が準用する民法634条）のであり、本件では、このような委任者の割合的利益はないため、委任者は報酬支払義務を負わない。

仮に準委任契約ではないとしても、委任に関する民法の規定は、他人の事務を処理する法律関係の通則であり、他人に信頼されてその者の事務を処理する地位にある者の関係には、委任に関する民法651条2項、648条の2第2項が類推適用される。

さらに、仮に準委任契約でないとしても、披露宴等当日より1年以上前の時期では、本件披露宴等実施契約は計画策定段階にあり準委任契約の性質を持つから、同時期における解約については、委任に関する民法651条2項、648条の2第2項が適用ないし類推適用される。

以上のとおり、任意規定である民法651条2項及び民法648条の2第2項が直接適用ないし類推適用された場合には、本件披露宴等実施契約の解約にあたり、消費者は、被告に対し、損害賠償義務又は報酬支払義務を負わない一方、本件解約料条項は、解約の場合における被告が行う損害賠償請求ないし報酬支払請求が認められるとの前提に立って、損害賠償額の予定を定めるものであり、任意規定の適用の場合には認められない金銭の支払を消費者に求めるものであつて、消費者の義務を加重するものであるから、法10条前段に該当する。

#### イ 法10条の第2要件該当性

（ア） 本件解約料条項は、不当利得返還請求権の由来たる、「給付なければ対価なし」、「双務有償契約における給付の対価的均衡」という本質的基本思想と抵触するものである。

（イ） 本件解約料条項について、①披露宴等当日よりもはるか前の時期の

5 解約では、被告は、消費者に対し、解約された本件披露宴等実施契約  
のために特段の費用支出を要する役務を提供しておらず、消費者が解  
約時までには本件披露宴等実施契約により手中におさめた利益は存在し  
ていないとともに、②解約時点以降には、被告は、本件披露宴等実施  
10 契約で予定された披露宴等当日に、別の消費者との間で、別途新たに  
本件披露宴等実施契約を締結することによる利益の取得がほぼ確実に  
可能であること、③本件解約料条項中の「実費」に関し、披露宴等当  
日よりもはるかに前の時期の解約では、個々の契約との個別の関係で  
既に支出がなされ、解約により無駄な支出となってしまうような被告  
15 の実費の負担は想定できず、またそのような時期における解約のリス  
クとしての実費の負担は他の消費者との間で締結される多数の同種契  
約における価格に転嫁されて織り込み済みのものである上、実費の内  
容及び金額、算定方法が明らかではなく、透明性の原則に反している  
ことから、事業者が生ずる損害は存在しないにもかかわらず、損害賠  
20 償請求を認めないとする任意規定（民法651条2項）及び報酬請求  
を認めないとする任意規定（民法648条の2第2項）からの乖離の  
程度、あるいは消費者と事業者との間の権利義務関係の不均衡の程度  
が、著しく大きい。

（ウ） また、④必要性・有用性に欠ける役務の受領をしなければならな  
20 なることを回避するために履行期よりもはるかに前の段階で解約し  
た場合にまで解約料の請求を求めることは、法10条が予定する、長  
期にわたる履行期までの期間を見通した判断をするにつき十分とは  
いえない情報環境下にある消費者を保護するために求められる、情報  
の質と量並びに交渉力の格差から生じる消費者への配慮義務に反す  
るとともに、⑤公益社団法人日本ブライダル文化振興協会が作成した  
25 披露宴等会場におけるモデル約款において、180日以前の期間につ

いて、180日～364日前と365日以上前とを明確に区別して解約料を定めているのに対し、181日前までの解約について、その時期を一切区別することなく、一律、申込金（20万円）全額を解約料として徴収する本件解約料条項は、上記モデル約款と内容の乖離がある、⑥被告には、過去に原告と別の適格消費者団体である公益社団法人全国消費生活相談員協会からの申入れに応じて、解約日が披露宴等当日の1年以上前の場合には解約料を徴収しない取扱いをする旨の合意をした経緯があるのに同合意と異なる本件解約料条項を設定しているから、前言を翻しているものであり、自己の従前の態度に矛盾する行動をしている。

(エ) 以上より、本件解約料条項には、法10条の第2要件（「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害すること」）に該当する信義則違反が認められる。

ウ したがって、本件解約料条項は、法10条に該当する。

(被告の主張)

ア 法10条の第1要件該当性について

(ア) 本件披露宴等実施契約は準委任契約ではないから、準委任契約に関する規定は適用ないし類推適用されない。

仮に本件解約料条項が存在しなかったとしても、被告は、本件披露宴等実施契約が消費者の都合により解約されたことにより消費者に対して生じる損害賠償請求権と、本件披露宴等実施契約の解約に伴い消費者に対して負う申込金の返還債務を対当額で相殺することにより、申込金相当額を収受することが可能であり、かかる申込金相当額の収受が法律上の原因を有することは明らかであるから、そもそも被告に対する不当利得請求権は成立しない。

(イ) そうすると、本件解約料条項は、消費者が自ら本件披露宴等実施契

約から離脱することを容易にするものであり、かつ消費者が負担する損害賠償額を定額にすることで損害賠償の範囲の拡大を防止する性質をもつものであることから、本件解約料条項が、任意規定に比して消費者の利益を制限し又は消費者の義務を加重するとはいえない。

5 イ 法10条の第2要件該当性について

(ア) 被告は、①本件披露宴等実施契約の締結以降、消費者が希望する会場の時間枠を消費者のために確保するという義務を負う一方で、消費者は当該会場の当該時間枠において披露宴等を行う権利を確保できるという利益を得ている。

10 さらに、披露宴等のサービスは、披露宴等当日のみに提供されるものではなく、契約締結日から披露宴等当日まで段階的に提供される性質を持つものであって、消費者は、本件披露宴等実施契約の締結直後から、基礎知識等の提供や試食会等のイベントの案内、演出内容の提案、手配といった婚礼事業者による婚礼プランニングサービスの提供  
15 を受けており、現に利益を得ている。

再販売について、②ブライダル業界においては披露宴等を実施する契約の締結から披露宴等当日までに相当期間を要することが一般的であり、具体的な再販率の数値からすると、被告や被告以外の業者において、解約がなされた後に同一の日程で別の消費者との間で披露宴等  
20 を実施する契約が締結されないことは相当程度に見込まれるものであるから、再販売により利益の取得がほぼ確実であるとはいえない。

本件解約料条項のうち、③「実費」は、実際に費用が発生した場合に当該実費相当額を解約料の一部として支払うことを規定したものであり、上記のとおり契約締結直後から段階的に実費が発生しているといえるから、実費の負担が価格に転嫁され既に織り込み済みのもの  
25 とはいえない。さらに、被告が用いる見積書には、消費者の求める規模

や演出内容に即して司会、引き出物等の商品又は役務ごとの料金が記載されている上、本件規約第6項にも実費の意味が明記されているから、消費者としては、本件規約と共に提示される見積書を確認さえすれば実費の内容及び金額をすぐに把握することが可能であって、透明性の原則に反しない。

よって、本件解約料条項が、任意規定からの乖離の程度、あるいは消費者と事業者との間の権利義務関係の不均衡の程度が著しく大きいものとはいえない。

(イ) 被告は、④本件規約の内容を説明する動画を準備し、本件披露宴等実施契約を締結する際には、その動画を契約締結前の消費者に見せながら本件規約の内容を説明した上で、動画の上映後には婚礼プランナーが口頭で特に重要な点等の説明を追加し、消費者から疑問点等があれば改めて説明の場を設けるという運用を採用しているから、法が想定する「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差」を是正するための措置が十分に採られている。

さらに、被告は、消費者からの解約の理由が「身内の不幸」等の心情的又は社会的に配慮すべき事情であれば、かかる事情も考慮し、本件解約料条項の規定通りの解約料は徴収しない等の消費者に有利となるよう配慮した取扱いも一般的な運用として行っている。

また、⑤モデル約款はあくまでモデルに過ぎず解約料については各事業者で定めるものである。仮に客観的に高い蓋然性をもって履行利益の獲得が見込まれる時期に至るまで、解約料不発生の時期を設定する必要があるとしても、被告は消費者に対し見積額を提示した上で本件披露宴等実施契約を締結しており、当該見積書の内容は契約締結時点において確定していることから、当該時点において客観的に高い蓋然性をもって履行利益の獲得が見込まれている。よって、本件解約料

条項は、そもそも客観的に高い蓋然性をもって履行利益の獲得が見込まれる時期以降に適用されることから、解約料不発生の時期が規定されていないことは、本件解約料条項が信義則違反であるとする評価根拠事実となるものではない。

5 被告は、⑥原告以外の別の適格消費者団体との間で利用規約の変更について合意したことはなく、被告が自発的に利用規約の修正を行った。また、差止請求権を適格消費者団体に固有の請求権であると解すると、別の適格消費者団体との和解の効力を原告との関係で当然に援用することはできないというべきである。

10 (ウ) 本件解約料条項が無効となることにより、被告は消費者に対して本件披露宴等実施契約の解約に伴う損害賠償を請求する際に、個別に被告の得ることができた利益の額等を立証した上で消費者に請求をしなければならないこととなり、本件披露宴等実施契約を解約した消費者と長期の交渉や訴訟を行う必要が生じることが想定され、被告の事業上の大きな負担となる。一方で、長期の交渉や訴訟が生じるとは消費者の立場からも大きな負担となる可能性があり、かつ、消費者に生じる平均的損害は本件解約料条項に基づく解約料相当額20万円を上回ることから、消費者の立場からは損害賠償額が限定される結果となることを鑑みると、本件解約料条項は、消費者の利益にもなり得るものである。

20 (エ) 以上より、本件解約料条項は法10条の第2要件に該当しない。

ウ したがって、本件解約料条項は、法10条に該当しない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定した事実

25 後掲証拠（特に断りのない限り、枝番号を含む。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実を認めることができる。

(1) 被告が運営する各結婚式場では、各結婚式場の披露宴等の会場ごとに、午  
前の時間枠と午後の時間枠を設定し、各時間枠の単位で本件披露宴等実施契  
約を締結している（乙 8、弁論の全趣旨）。

(2) 被告の披露宴等の会場において、平成 30 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 3  
0 日までの間に実施予定であり、かつ、披露宴等当日より 181 日前までに  
消費者側から解約された案件のうち、令和 2 年 5 月 1 日から令和 4 年 4 月 3  
0 日までの案件（24 期及び 25 期）を除外した上で、以下のアないしキの  
各項目を集計すると、以下のとおりとなる（乙 11～15、18～21）。  
なお、この数値は機械的に集計されたものを取りまとめたものであるから、  
誤っているとは認められない。

ア 解約された本件披露宴等実施契約の数 566 件

【計算式】 $887 - (184 + 137)$

イ 再販売数（アのうち再販売された数。同一の日時及び会場で再販売され  
たものをいう。） 288 件

ウ アの契約における解除時見積額の平均 228 万 7342 円

エ 再販率（アのうちイが占める割合）の平均 50.9%

オ 上記アの契約に係る粗利率（総売上高のうち、総売上高から原価を控除  
した粗利益額の割合） 47.8%

(3) 上記(2)の数値は、証拠（乙 11～15、18～21）によるところ、同書  
証は、約 6 年の長期間にわたり、相当数の本件披露宴等実施契約の解約事案  
をもとに集計したものであって、その内容に特段の恣意性等の疑いを生じさ  
せる事情は認められないことから、同書証記載の数値は十分信用するに足り  
るというべきである。

また、本件では、令和 2 年 5 月 1 日から令和 4 年 4 月 30 日までの間に実  
施予定であった案件につき、解約の前提となる成約件数自体が他の期間と比  
較して減少傾向にあり、再販率にも影響を及ぼしていること（乙 16、18）、



令和2年4月16日に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の目的で緊急事態宣言が全国に向けて発出されたことからすると、上記令和2年5月1日から令和4年4月30日までの期間の数値には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響があり得ることを想定すべきであるから、同期間における案件に係る数値については、特殊事情による数値として除外すべきである。なお、原告は、令和元年5月1日以降の数値についてはすべて新型コロナウイルス感染症の影響下にあるため、22期（平成30年5月1日から平成31年4月30日まで）以前の数値のみを算定の根拠とすべき旨主張するものと解されるが、平均的損害の算定に当たっては、当該事業者において実際に生ずべき損害の額を前提とするところ、現時点から時期的に離れた数値のみを考慮することは相当ではないし、23期（令和元年5月1日から令和2年4月30日まで）は、期間のうちのほとんどが新型コロナ感染症の流行以前のものであり、26期（令和4年5月1日から令和5年4月30日まで）の再販率等の数値は22期の再販率等の数値との間で有意な差があるとまでは認められず、27期（令和5年5月1日から令和6年4月30日まで）は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症の位置付けへ移行した令和5年5月8日以降が主な期間であることからすると、23期、26期及び27期についてまで、特殊事情が数値に影響を及ぼしているとは認められないから、22期の数値以外をすべて考慮すべきでない旨の原告の上記主張は採用できない。

## 2 認定事実に基づく検討

### (1) 争点(1)ア（本件披露宴等実施契約の法的性質）について

ア 本件披露宴等実施契約は、所定の日時及び場所において飲食物を提供し、披露宴等を実施・運営することを目的とするものであることから、請負契約の性質を有する契約であり、さらに、衣装や会場の貸与といった賃貸借契約の性質や、引き出物等の購入といった役務を行うという売買契約の性

質を一部有している。そうすると、本件披露宴等実施契約の性質は、単なる準委任契約ではなく、準委任、賃貸借、売買等の性質を併有する非典型契約と解するのが相当である。

イ 原告は、本件披露宴等実施契約が仮に準委任契約でないとしても、時間経過とともに二段階の変容を遂げる成熟性の認められる契約であり、このことは、本件披露宴等実施契約の設定について、申込金額を基礎に算定する時期の解約と、見積額を基礎に算定する時期の解約とが区別されていることから明らかである旨主張する。しかし、本件披露宴等実施契約では、契約締結直後の時点から、消費者の希望により賃貸借や売買の性質を有する役務（これらに係る準備行為を含む。）の一部を行うことも可能であることからすると、上記原告の主張は採用できない。

(2) 争点(1)イ（平均的な損害の額に逸失利益を含むか）について

契約の債務不履行に対する損害賠償の請求では、「これによって通常生ずべき損害」（民法416条）が損害として認められ、同損害には逸失利益が含まれるといえる。

法9条1号は、契約の解除に伴う損害賠償額の予定等について消費者の不当な金銭的負担を防止するために、一定の限度を超えないよう規制するものであるところ、損害賠償の範囲について、債務不履行による解除に伴う損害賠償の場合と別異に解する理由はないから、法9条1号は、損害賠償の範囲について、民法416条と同様に逸失利益を含むことを前提としているものと解される。

よって、平均的な損害の額には逸失利益を含むというべきである。

(3) 争点(1)ウ（1年以上前の解約において逸失利益が生じるか）について

原告は、披露宴等当日より1年以上前の解約においては、①本件披露宴等実施契約は計画策定段階にあり準委任契約の性質を持つこと、②ブライダル業界では、披露宴等を実施する契約の申込みが予定日の1年以内に行われる

例が多いため、披露宴等当日より1年以上前の段階であれば、一定程度の割合で解約も見込まれるから、被告が具体的に履行利益を確保しうる地位にあるとはいえないこと、③被告が再販売を行うための十分な時間があることから、少なくとも披露宴等当日の1年以上前に契約が解除された場合には、平均的損害としての逸失利益は存在しない旨主張する。

しかし、①前記2(1)のとおり、本件披露宴等実施契約の法的性質が単なる準委任契約であるとは解されず、契約締結直後から被告において具体的な役務提供を行うことが可能であるといえ、②披露宴等当日より1年以上前であっても、消費者が同一日程で複数の事業者と披露宴等を実施する契約を締結するということは通常想定しがたく、被告において契約締結当初より消費者の解約の具体的可能性を見込むべきといえるような業界の慣行を認めるに足りる証拠はない。また、③同一日程での再販売が可能であるとしても、後記のとおり再販売による利益は損益相殺により損害から控除されるのであって、もとより逸失利益自体が存しないと解することはできない。

したがって、上記原告の主張は採用できず、披露宴等当日より1年以上前の解約においても逸失利益は生じ得るといえる。

(4) 争点(1)エ（本件解約料が、本件逸失利益の額を超えるか）について

ア 本件逸失利益の計算方法について

(ア) 前記2(2)のとおり、平均的な損害の額には逸失利益が含まれるところ、本件披露宴等実施契約の解約がなければ被告が得るはずであった逸失利益の額は、解除時見積額に、被告における本件披露宴等実施契約に係る粗利率を乗じて算定することが合理的である。

さらに、本件披露宴等実施契約の解約との間で因果関係のある損害でなければならないから、本件披露宴等実施契約の解約後に同一の日程で第三者との契約を締結することで被告が取得する利益（再販売による利益）や、解約によって被告が負担することを免れる費用は、損

益相殺により損害から控除して計算すべきである。再販売による売上額の平均が解除時見積額の平均を上回ることを認めるに足りる証拠はないから、損益相殺すべきである再販売による利益の計算は、解除時見積額に、被告における本件披露宴等実施契約に係る粗利率を乗じ、さらに再販率を乗じて算定することが合理的である。以上によれば、計算式は以下のようになる。

(計算式)

本件逸失利益－損益相殺すべき利益

＝（解除時見積額の平均×粗利率）－（解除時見積額の平均×粗利率×再販率）

＝解除時見積額の平均×粗利率×（１－再販率）

＝解除時見積額の平均×粗利率×非再販率

(イ) 解除時見積額について

原告は、披露宴等当日より１年以上前の時期においては、見積額は浮動的なものであり、逸失利益の算定の基礎としうるほどの履行利益を具体的に確保し得たとは評価しえず、解除時の見積額を基礎に逸失利益を算定することは逸失利益の過大評価である旨主張する。

しかし、消費者は、本件披露宴等実施契約の締結直後から、契約した日時、場所で披露宴等を行う権利が確保され、具体的な見積額に沿った披露宴等実施に係る役務提供を受けることができることからすると、解除時の見積額に相当する程度に契約内容が具体化しているといえる。したがって、解除時がいつであったとしても、解除時の見積額を逸失利益算定の基礎とすることは、過大評価とはいえない。よって原告の上記主張は採用できない。

(ウ) 再販率について

また、原告は、通常通りの営業努力によらずに再販売できなかった

前提での再販率を逸失利益の計算の基礎にすべきでなく、さらに、再販率の算出方法につき、本件披露宴等実施契約の解約後に同店舗において同日を開催日とする別の新たな契約が締結されれば、解約された契約と異なる会場、異なる時刻であっても、再販売と扱って再販率を算出すべきである旨主張する。

しかし、前記認定事実1(2)の再販率の数値が、他の事業者に比して合理的な理由なく低いなどといった事情は認められない。

また、前記認定事実1(1)のとおり、被告においては、同一店舗に複数の会場を有しており、各会場の午前、午後の時間帯ごとに披露宴等を実施している。そうすると、契約済みの本件披露宴等実施契約と同一日・同一店舗であっても、これとは関係なく異なる時間帯・異なる会場における挙式披露宴の実施契約が締結され得るのであり、前者の契約が後者の契約締結時に解除されていたとしても、後者の契約締結を再契約と評価することはできない。

よって原告の上記主張は採用できない。

#### (エ) 販売費・一般管理費について

粗利率の計算根拠である粗利には販売費・一般管理費も含まれるところ、原告は、販売費・一般管理費はいわゆる固定費であって解約の有無にかかわらず発生するものであるから、販売費・一般管理費を控除した営業利益率を逸失利益の算定の基礎とすべき旨主張する。

しかし、本件披露宴等実施契約が解約された場合、同契約によって得るはずであった粗利により負担されることが想定される販売費・一般管理費につき、被告に損害が生じるのであるから、上記原告の主張は採用できない。

#### イ 本件解約料は本件逸失利益の額を超えるか

前記認定事実1(2)によれば、被告の披露宴会場において平成30年5月

1日から令和6年4月30日までの間に実施予定であり、かつ、披露宴等当日より181日前までに消費者側から解約された案件のうち、令和2年5月1日から令和4年4月30日までの案件を除外した案件における、披露宴等1件当たりの解除時見積額の平均は228万7342円であり、粗利率は47.8%である。そして、同案件についての再販率は50.9%、非再販率は49.1%である。

したがって、上記ア(ア)の計算式に上記数値を当てはめると、被告に生じる本件逸失利益の額は、

$$\begin{aligned} & 228万7342円 \times 47.8\% \\ & - 228万7342円 \times 47.8\% \times 50.9\% \\ & = 228万7342円 \times 47.8\% \times (1 - 50.9\%) \\ & = 228万7342円 \times 47.8\% \times 49.1\% \\ & \approx 53万6834円（小数点以下切捨て）となる。 \end{aligned}$$

以上より、本件解約料条項に定める解約料は、実費を含むことを踏まえても、損益相殺後の本件逸失利益の額を下回っていることが認められる。

(5) 小括

以上より、本件解約料は、平均的な損害の額を超えるものとは認められないから、本件解約料条項は法9条1号に該当しない。

(6) 争点(2) (本件解約料条項が法10条に該当するか) について

ア 法10条の第1要件該当性

(ア) 法第10条の第1要件の趣旨は、当該契約条項がなければ適用されていた「公の秩序に関しない規定」、すなわち任意規定の適用による場合に比して、消費者の権利を制限し又は義務を加重する消費者契約の条項であることを無効の要件として定めるものと解される。

(イ) 原告は、本件解約料条項がなければ原告は不当利得返還請求として申込金の返還を求めることができる旨主張する。しかし、仮に本件解

約料条項がなかったとしても、被告は、本件披露宴等実施契約の解約に伴って消費者に対して申込金返還債務を負う一方で、解約を理由とする消費者に対する損害賠償請求権を得るから、対当額で相殺することによって申込金相当額を得ることが可能であり、同申込金相当額の利得は法律上の原因を有するから、そもそも被告に対する不当利得請求は成立せず、原告の上記主張は採用できない。

- (ウ) 前記2(1)のとおり、本件披露宴等実施契約の法的性質は、請負契約や売買契約、賃貸借契約という複数の性質を有する複合的なものであるところ、請負契約に関する民法641条より、注文者からの解約の場合に、注文者が賠償する義務を負う請負人に生じる損害には、履行利益、すなわち既に支出した費用と仕事の完成により取得したであろう利益が含まれる。よって、解約の場合の損害賠償額を予定する本件解約料条項が、任意規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は義務を加重するものに当たるとはいえない。

原告は、本件披露宴等実施契約が、準委任契約ないし準委任契約に類するものであることを前提として、準委任契約に関する民法の規定が適用ないし類推適用されるため、本件解約料条項が準委任契約に関する民法の規定と比して消費者により不利益になっている旨主張する。しかし、上記のとおり本件披露宴等実施契約は複数の契約の性質を併有する複合的な非典型契約であり、解約時点において賃貸借契約や売買契約に係る履行は履行準備が行われていることも十分に考えられるから、本件披露宴等実施契約の解約が委任契約ないしこれに準じる契約の解約とは同視することができず、原告の主張は採用できない。

さらに、原告は、仮に本件披露宴等実施契約が準委任契約ではないとしても、混合契約においては、混合契約中にある各典型契約的要素につき、それぞれの要素に対応する規範で規律すべき法律的理由があ

る場合には、当該類似する典型契約の規定が類推適用されるから、なお、委任契約に関する民法651条2項、648条の2第2項の類推適用がされる旨主張する。しかし、本件披露宴等実施契約が、被告につき他人の事務を処理する地位にあるような契約とはいえず、委任契約の規定を適用すべき法律的理由があるとは認められない上、本件披露宴等実施契約では、契約締結直後の時点から、消費者の希望により賃貸借や売買の性質を有する役務（これらに係る準備行為を含む。）の一部を行うことも可能であること（上記(1)参照）から、上記主張は採用できない。

#### イ 法10条の第2要件該当性

##### (ア) 法10条の第2要件該当性の判断方法

法10条の第2要件は、「民法第1条第2項に規定する基本原則」、すなわち信義則に反して消費者の利益を一方的に害する場合に当該契約条項を無効とする旨定めているところ、当該契約条項によって消費者が受ける不利益とその条項を無効とすることによって事業者が受ける不利益を衡量して両者が均衡を失っていると認められる場合を意味すると解される。

そして、当該条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かは、消費者契約法の趣旨、目的（法1条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきである（最高裁平成23年7月15日第二小法廷判決・民集65巻5号2269頁参照）。

##### (イ) 本件解約料条項によって消費者が受ける不利益と本件解約料条項が無効になることにより事業者が受ける不利益等について

前記ア(イ)のとおり、仮に本件解約料条項がなかったとしても、消



費者は被告に対する申込金の不当利得返還請求権を行使できないから、本件解約料条項によって消費者が申込金相当額の不利益を受けるとはいえない。

また、前記2(1)のとおり、本件披露宴等実施契約の法的性質が準委任契約であるとは認められないから、委任契約に関する民法の任意規定との乖離ないし消費者と事業者との間の不均衡の程度が著しく大きい旨の原告の主張は採用できない。

(ウ) 本件披露宴等実施契約により消費者及び事業者が生じる利益等

本件披露宴等実施契約の締結により、消費者は、契約した日時及び会場において披露宴等を実施する権利を確保でき、さらに契約締結当初から、披露宴等実施に係る物品の手配等の具体的な役務提供を受けることが可能である。他方、事業者においては、契約した日時における会場の確保が義務付けられ、契約締結直後から上記具体的な役務提供を行う義務を負うから、本件解約料条項が無効になると、解約者と本件披露宴等実施契約を締結することによって得られたはずの利益を得られないだけでなく、解約者に対して既に行った具体的な役務提供に対する対価も得られないという不利益が生じる。

被告においては、披露宴等当日より181日以上前に本件披露宴等実施契約が締結される割合は72.7%と多い(乙2)ことを踏まえると、披露宴等当日より180日前までの解約であっても、その後に同一日程・会場での再販売がなされることがほぼ確実であるとはいえないから、再販売は上記不利益が生じることを防ぐものとはいえない。

また、前記(4)イのとおり、本件披露宴等実施契約の解約の場合に被告に生じる逸失利益の額は、申込金20万円を上回るものであるから、本件解約料条項が、消費者の利益を一方的に害するものとはいえない。

(エ) 契約内容における実費の負担について

上記のとおり、被告には契約締結当初から、消費者の希望に応じた具体的な役務提供に伴う実費の負担が生じているところ、解約された場合に上記実費が常に別の契約に転用可能であるとはいえないから、被告における実費の負担が、既に価格に転嫁されて織り込み済みのものとはいえない。

また本件解約料条項のうち実費については、本件規約第6項③において、「実費とは、司会、引出物、印刷費用など、手配が完了している商品等の料金」を意味する旨が明記されており（甲4）、被告において本件規約とともに消費者に提示される見積書には、披露宴司会、演出、招待状等、引菓子、記念品といった商品又は役務の項目ごとの料金を記載しているから（乙6）、消費者にとって、実費の内容及び金額を把握することは容易であって、透明性の原則に反するとはいえない。

（オ） 契約成立の際の手續及び消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差について

原告は、履行期よりもはるかに前の段階で解約した場合にまで解約料の請求を求めることは、法10条が予定する消費者への配慮義務に反する旨主張するが、証拠（乙1）によれば、被告は消費者に対し、本件披露宴等実施契約締結の際に、契約成立日から段階的に解約料が発生する旨が記載された映像を含む動画を用いて説明を行っているから、被告において、消費者との間における情報の格差等を軽減する措置を行っているものと認められる。

（カ） モデル約款との内容の乖離について

原告は、モデル約款では、解約時期が180日～364日前か365日以上前かで明確に区別して解約料を定めているのに対し、本件解約料条項では、181日前までの解約について、その時期を一切区別



以上のとおり原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

5

裁判長裁判官

野上あや

10

裁判官

齋藤あき

裁判官鈴木祥吾は差支えにより、署名押印することができない。

15

裁判長裁判官

野上あや

条 項 目 録

既にご契約を頂いておりますご披露宴等を解約される場合には、下記のご解約料を申し受けます。

ご披露宴等当日より起算して解約日が181日前まで

ご解約料：お申込金全額及び実費

以 上

## 配布書面目録

従業員各位

株式会社ポジティブドリームパーソンズ

代表取締役 宮下 慶輔

## 指示命令書

当社:株式会社ポジティブドリームパーソンズは、今後、消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結するに際し、下記条項目録記載の条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行いません。

つきましては、今後、別紙条項目録記載の条項を含む挙式披露宴実施契約を締結するための事務一切は行わないようにするとともに、別紙条項目録記載の条項が記載された利用規約、パンフレット等の書類は全て破棄するよう指示命令します。

## 条 項 目 録

既にご契約を頂いておりますご披露宴等を解約される場合には、下記のご解約料を申し受けます。

ご披露宴等当日より起算して解約日が181日前まで

ご解約料: お申込金全額及び実費

以上

これは正本である。

令和7年4月24日

神戸地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 岡 田 笑

